

2 計画策定の位置づけ

- 老人保健福祉計画は、元気な高齢者や要支援・要介護状態になった高齢者など、すべての高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域において安らぎのある生活を営むことができるような社会を目指し、高齢者に対する福祉や保健事業の目標などを定めるものです。また、この計画は、高齢者の保健福祉に関する総合計画として、介護保険事業計画を包含するものです。
- 介護保険事業計画は、介護を必要とする高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者が介護保険サービスを十分に利用できるよう、サービスの見込みやサービスの円滑な提供を図るための事業等について定めるものです。また、この計画は、介護保険料の算定基礎ともなります。
- 両計画は、調和が保たれるよう一体的に策定します。

老人保健福祉計画

○対象：すべての高齢者

- 1 地域における老人保健福祉事業に関する総合計画
 - ・介護保険給付対象サービス、介護保険給付対象外サービス等の確保等、地域全体の高齢者全体に係る政策目標等
 - ・要介護者等以外の高齢者を含む高齢者全体の実態把握、需要把握、相談調査指導
- 2 介護保険給付対象外のサービス・事業の整備
日常生活用具給付／日常生活支援事業／養護老人ホーム／軽費老人ホーム／生活支援ハウス／保健事業等
- 3 措置対象者の把握、サービス提供の方策等

介護保険事業計画

○対象：要介護高齢者、要支援高齢者(保険給付)

要介護・要支援となるリスクの高い高齢者(地域支援事業)

- 1 地域における要介護者等(介護保険給付対象者)の現状把握
- 2 要介護者等の個別需要の把握
- 3 必要となる介護保険給付対象サービスの見込み量
- 4 サービス見込み量に係る供給体制の確保のための整備方策
- 5 事業者間の連携の確保等、介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業
- 6 人材の確保または資質の向上のために講ずる措置

-
- 7 事業費の見込みに関する事項